

# 宝寿荘ユニット型ショートステイサービス運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人唐津福祉会が開設する宝寿荘ユニット型ショートステイサービスが行う指定（介護予防）短期入所生活介護事業所（以下「短期入所生活介護」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

## (指定短期入所生活介護の運営方針)

第2条 要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 事業を運営するにあたって、地域との結びつきを重視し、市町村等保険者（以下「保険者」という。）居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

## (指定介護予防短期入所生活介護の運営方針)

第3条 この介護予防短期入所生活介護は利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 2 事業者は、自らその提供する介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、改善を図るものとする。
- 3 介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者ができるだけ要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスを提供するものとする。
- 4 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。
- 5 介護予防短期入所生活介護の提供にあたり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、その他の様々な方法により、利用者が主体的に短期入所生活介護に参加するよう適切な働きかけを行うよう努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 宝寿荘ショートステイサービス  
(2) 所在地 佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦 797 番地 23

(職員の区分及び員数)

第5条 短期入所生活介護に勤務する職員の区分及び員数は、次のとおりとする。  
ただし、短期入所生活介護は、併設する指定介護老人福祉施設と一緒に事業を遂行するため、指定介護老人福祉施設の職員を含めるものとする。

- |               |        |
|---------------|--------|
| (1) 管理者       | 1人     |
| (2) 事務長       | 1人     |
| (3) 事務員       | 1人     |
| (4) 生活相談員     | 1人     |
| (5) 介護職員      | 27人以上  |
| (6) 看護職員      | 3人以上   |
| (7) 機能訓練指導員   | 1人（兼務） |
| (8) 医師        | 1人（嘱託） |
| (9) 栄養士       | 1人     |
| (10) 調理員      | 6人以上   |
| (11) ユニットリーダー | 9人（兼務） |

(職員の職務分掌)

第6条 職員の職務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 管理者  
施設の業務を総括し、職員等及び業務の管理を一元的に行うとともに、施設に従事する職員に対し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。  
管理者に事故がある時は、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 事務長  
事務長は、施設長を補佐し施設長不在のときは施設長の職務を代行する。  
事務長は、他の事務員を指揮し、庶務、会計、経理及びその他の事務に従事する。
- (3) 事務員  
短期入所生活介護事業の庶務及び会計事務に従事する。
- (4) 生活相談員  
利用者の入退所、生活指導及び処遇の企画立案、実施に関する事務に従事する。
- (5) 介護職員  
利用者の日常の介護、指導及び援助業務に従事する。
- (6) 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護及び保健衛生業務に従事する。

(7) 機能訓練指導員

利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(8) 医師

利用者の診療及び保健衛生の管理指導に従事する。

(9) 栄養士

利用者の給食管理及び栄養指導に従事する。

(10) 調理員

栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

(11) ユニットリーダー

入所者が相互に社会的環境を築くことができるようその意思を尊重しつつ、職員間の連携を図り、それぞれの役割をもって生活できるよう支援し、ユニットの業務を総括する。

(勤務体制の確保)

第7条 利用者に対し適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を確保する。

- 2 短期入所生活介護の提供にあたっては、当該事業所の職員によって提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 職員の資質の向上のために、研修の機会を確保する。

(営業日及び営業時間)

第8条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日まで
- (2) 営業時間 24時間

(定員)

第9条 短期入所生活介護の定員は、10人とし、1ユニットとする。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎を実施する地域は、次のとおりとする。

- (1) 佐賀県唐津市
- (2) 佐賀県東松浦郡

(短期入所生活介護の内容)

第11条 短期入所生活の内容は、次のとおりとする。

- (1) 排泄の介助
- (2) 入浴サービス
- (3) 給食サービス
- (4) 相談・援助等の生活指導、レクリエーション
- (5) 日常動作訓練
- (6) 健康チェック
- (7) 送迎
- (8) その他必要な介護

(内容及び手続きの説明及び同意)

第12条 短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族等に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(介護の開始及び終了)

第13条 利用者的心身の状況により、若しくはその家族等の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的な居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所生活介護を提供する。

2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助を行う。

(提供拒否の禁止)

第14条 短期入所生活介護の利用申込みがされた場合は、正当な理由なくして提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他のサービス事業者等を紹介その他の必要な措置を行う。

(受給資格等の確認)

第16条 短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、短期入所生活介護の提供を行う。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第17条 短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるとときは要介護認定等の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなれさるよう、必要な援助を行う。

(心身の状況の把握)

第18条 短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(健康保持)

第19条 利用者は努めて健康に留意すること。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第20条 短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条の各号に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族等に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出こと等により、短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明及び、居宅介護支援事業者に関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(利用料等の受領)

第21条 法定代理受領サービスに該当する短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は介護予防サービス費用基準額（以下「サービス費用基準額」という。）から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費又は介護予防サービ

ス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、短期入所生活介護に係るサービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項の支払いを受けるほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
  - (1) 食事の提供
  - (2) 居住の提供
  - (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 理美容代
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用について文書を交付して説明を行い、利用者又はその家族等の同意を文書で得るものとする。

(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第22条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った短期入所生活介護を提供する。

(サービス提供の記録)

第23条 短期入所生活介護を提供した際には、当該短期入所生活介護の提供日及び内容について利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載する。

- 2 短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者又はその家族等からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者又はその家族等に対して提供しなければならない。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第24条 短期入所生活介護の提供を受ける際に次の事項について留意するものとする。

- (1) 来訪者は、面会時間を厳守し、必ずその都度職員に届け出ること。来訪

- 者が宿泊される場合には必ず許可を得ること。
- (2) 施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従って使用すること。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償請求をする事がある。
- (3) 騒音等他の入所者の迷惑になる行為は慎むこと。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないこと。
- (4) 施設内で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動は行わないこと。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第25条 法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した短期入所生活介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(基本取扱方針)

第26条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者的心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

- 2 短期入所生活介護を行うにあたっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画（以下「短期入所生活介護計画」という。）に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 3 短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の行動を制限しない。
- 5 自らその提供する短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(短期入所生活介護計画の作成)

第27条 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 短期入所生活介護計画の作成にあたって、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 管理者は、短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族等に対し、その内容等について説明し、文書による同意を得た上で交付を行う。

#### (介護)

第28条 介護にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴又は清拭を行う。
- 3 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつは、適切に取り替える。
- 5 前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- 6 常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 7 利用者の負担により、当該短期入所生活介護の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。

#### (食事の提供)

第29条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して提供する。

- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、利用者が可能な限り離床して食堂であるものとする。

#### (機能訓練)

第30条 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

#### (健康管理)

第31条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

#### (相談及び援助)

第32条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

#### (その他のサービスの提供)

第33条 楽しい日常生活を送る上で必要な教養娯楽設備等を備え、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 常に利用者の家族等との連携を図るように努める。

(保険者への通知)

第34条 短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第35条 短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定める協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(身体的拘束等)

第36条 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 前項の身体拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者本人及びその家族等に対して、身体拘束等の内容・目的・理由・時間・時間帯・期間等をできる限り詳細に文書により説明し、十分な理解を得て文書にて同意を得るものとする。
- 3 同条第1項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を所定の用紙に記録し、2年間保存するものとする。
- 4 事業所は、身体拘束委員会を、3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
- 5 身体拘束等の取組みについては、指針を整備する。
- 6 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第37条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報するものとする。

（非常災害対策）

第38条 非常災害に備えて火災、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を年2回以上行うものとする。

2 事業所は、職員に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防団や地域住民との連携方法について周知徹底するものとする。

（衛生管理等）

第39条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又まん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染対策委員会を、3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るもの。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための、指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修等を定規的に実施するもの。
- (4) 同条各項に規定する事項のほか、特別養護老人ホーム設備及び運営に関する基準の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行わなければならない。

（掲示）

第40条 当該事業所の見やすい場所に運営規程の概要、職員等の勤務体制その他の利用申込者サービスの選択に資すると認められる重要な事項を提示する。

（秘密保持等）

第41条 短期入所生活介護に従事する職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、職員が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことのないよう、職員との雇用契約書の内容に含む等必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働

省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイド」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

4 サービス担当者会議に等において、利用者又はその家族等の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

#### (居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第42条 居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

#### (苦情処理)

第43条 提供した短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。また、苦情の内容等を記録しなければならない。

2 提供した短期入所生活介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。なお、保険者からの求めがあった場合には、改善の内容を保険者に報告しなければならない。

3 提供した短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。なお、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

#### (地域との連携)

第44条 事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携協力をを行う等地域との交流に努めるものとする。

2 サービス提供にあたっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、保険者が派遣する介護相談員等が相談及び援助を行う事業その他の保険者が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

#### (事故発生時の対応)

第45条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応は、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を、職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会を、定期的に開催するとともに、職員に対する研修を年2回以上に行うこと。
- 2 利用者に対する短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族等、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置については記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じるものとする。
- 4 利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

(会計の区分)

第46条 短期入所生活介護の事業所ごとに経理を区分するとともに、短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第47条 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。